

最低制限価格設定方法の見直しについて

建設工事・建設関連業務（測量、建設コンサルタント業務等）で設定している最低制限価格設定方法について見直しを行いました。そのため、以下のとおり改正を行います。

（見直しの理由）

平成29年3月14日付け国及び中央公契連モデルの改正に準拠するもの。

（適用時期）

平成29年6月1日以降に起案する建設工事及び建設関連業務から算定式を改正する。

（対象案件）

建設工事：一般競争入札及び指名競争入札

工事関連業務：一般競争入札及び指名競争入札

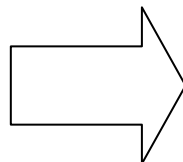
最低制限価格の算定率について

最低制限価格において、合計額が設計金額の 80%を下回る場合は 80%を下限、合計額が設計金額の 90%を上回る場合は 90%を上限とする。

建設工事(建築工事を除く)

H29.5.31 起案分まで

直接工事費	95%
共通仮設費	90%
現場管理費	90%
一般管理費	55%



H29.6.1 起案分から

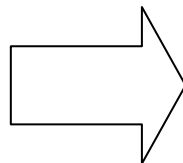
直接工事費	97%
共通仮設費	90%
現場管理費	90%
一般管理費	55%

(合計額の千円未満省略)

建築工事

H29.5.31 起案分まで

(直接工事費 - 現場管理費相当額)の 95%
 共通仮設費の 90%
 (現場管理費 + 現場管理相当額)の 90%
 一般管理費等の 55%



H29.6.1 起案分から

(直接工事費 - 現場管理費相当額)の 97%
 共通仮設費の 90%
 (現場管理費 + 現場管理相当額)の 90%
 一般管理費等の 55%

(合計額の千円未満省略)

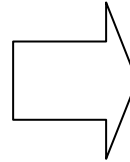
上記現場管理費相当額は、昇降機設備工事の場合は直接工事費の 20%、その他の工事の場合は直接工事費の 10%とする。

その他、特別な費目があり、上記の 4 項目以外の内訳となる場合、下表を参考に 4 項目を分類して算出します。

【直接工事費】	【共通仮設費】	【現場管理費】	【一般管理費】
・工場製作費(工場製作工)	・間接労務費	・工場管理費	
・機器費(機器単体費)		・機器管理費	
・直接製作費		・設計技術費	
・機械設備製作等		・技術者間接費	
		・据付間接費	
		・点検整備間接費	

建設工事関連業務

H29.5.31 起案分まで				
業種区分				
測量業務	直接人件費 の額	測量調査費 の額	諸経費の 45%	-
建築設計業務	直接人件費 の額	特別経費 の額	技術料等経費 の 60%	諸経費の 60%
建設コンサルタント 業務	直接人件費 の額	直接経費 の額	その他原価費 の 90%	一般管理費 の 45%
地質調査業務	直接調査費 の額	間接調査費 の 90%	解析等調査 業務費の 80%	諸経費の 45%
補償関係コンサル タント業務	直接人件費 の額	直接経費 の額	その他原価費 の 90%	一般管理費 の 45%



H29.6.1 起案分から				
業種区分				
測量業務	直接人件費 の額	測量調査費 の額	諸経費の 48%	-
建築設計業務	直接人件費 の額	特別経費 の額	技術料等経費 の 60%	諸経費の 60%
建設コンサルタント 業務	直接人件費 の額	直接経費 の額	その他原価費 の 90%	一般管理費 の 48%
地質調査業務	直接調査費 の額	間接調査費 の 90%	解析等調査 業務費の 80%	諸経費の 45%
補償関係コンサル タント業務	直接人件費 の額	直接経費 の額	その他原価費 の 90%	一般管理費 の 45%

(合計額の千円未満省略)